

資料編

1. 策定経過

開催日	会議名
【令和2年】 7月7日（火）	障がい者地域自立支援協議会 第1回代表者会議 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・協議会の概要について・障がい者計画。障がい者福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）の策定について・今後のスケジュールについて
9月1日（火）	障がい者地域自立支援協議会 第1回計画部会 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・美濃加茂市障がい者プラン骨子案について・骨子案に対する意見及びアドナイス・今後のスケジュールについて
11月10日（火）	障がい者地域自立支援協議会 第2回計画部会 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・美濃加茂市障がい者プラン（素案）について・素案に対する意見及びアドバイス・今後のスケジュールについて
12月1日（火）	障がい者地域自立支援協議会 第2回代表者会議 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・美濃加茂市障がい者プラン（素案）について・今後のスケジュールについて
12月15日（火）	美濃加茂市総合政策会議への障がい者プラン案の諮問を実施
【令和3年】 1月14日（木）～ 2月4日（木）	パブリックコメントの実施
3月 日	障がい者地域自立支援協議会委員への策定報告 【目的】 <ul style="list-style-type: none">・美濃加茂市総合政策会議への諮問及びパブリックコメントの結果を踏まえた最終案の報告

2. ヒアリング調査団体一覧

本計画の策定に当たり、広く市民及び関係者の意見を反映させることを目的に各種団体に対し、活動における課題や行政への要望等についてヒアリングを行いました。

番号	団体名	区分
1	太田地区自治会	地域住民
2	古井地区自治会	地域住民
3	山之上地区自治会	地域住民
4	蜂屋地区自治会	地域住民
5	加茂野地区自治会	地域住民
6	伊深地区自治会	地域住民
7	三和地区自治会	地域住民
8	下米田地区自治会	地域住民
9	岐阜県弁護士会	専門機関
10	社団法人成年後見センター リーガルサポート岐阜市部	専門機関
11	岐阜県権利擁護センター ぱあとなあ岐阜	専門機関
12	人権擁護委員協議会	専門機関
13	加茂保護区保護司会	専門機関
14	母子保健推進委員会	専門機関
15	生活困窮者自立相談支援事業利用者	地域住民
16	美濃加茂市民生・児童委員協議会	地域住民
17	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会本部	社会福祉法人
18	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会ひまわりの家	社会福祉法人
19	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会総合相談センター	社会福祉法人
20	社会福祉法人清風会	社会福祉法人
21	社会福祉法人太陽の会	社会福祉法人
22	社会福祉法人加茂福祉会	社会福祉法人
23	社会福祉法人たちばな会	社会福祉法人
24	社会福祉法人明応保育園	社会福祉法人
25	社会福祉法人森山学園会	社会福祉法人
26	美濃加茂母子寡婦会	地域住民
27	美濃加茂市小中学校校長会	専門機関
28	美濃加茂市健寿連合会	地域住民
29	岐阜県身体障害者福祉協会美濃加茂市部	障がい者支援団体
30	可茂地区精神障がい者家族会	障がい者支援団体
31	可茂地区手をつなぐ育成会	障がい者支援団体
32	むくどりの会	障がい者支援団体
33	ひまわりの家保護者の会	障がい者支援団体

番号	団体名	区分
34	NPO 法人 岐阜県腎臓病協議会美濃加茂腎友会	障がい者支援団体
35	可茂地区肢体不自由児者父母の会	障がい者支援団体
36	盲ろう者友の会	障がい者支援団体
37	可茂聴協障害者協会	障がい者支援団体
38	ライン盲人会	障がい者支援団体
39	美濃加茂市難聴者の会	障がい者支援団体
40	要約筆記サークル ラインみのかも	障がい者支援団体
41	美濃加茂市手話サークル 手輪の会	障がい者支援団体
42	岐阜県立可茂特別支援学校特別支援教育コーディネーター	専門機関
43	ひかりの家	障がいサービス事業所
44	ワークショップむくのき	障がいサービス事業所
45	エムプラス	障がいサービス事業所
46	授産施設 Green bird	障がいサービス事業所
47	工房 和楽	障がいサービス事業所
48	忘れな草美濃加茂	障がいサービス事業所
49	株式会社F デザイナーズ	障がいサービス事業所
50	Lucky Leaf	障がいサービス事業所
51	スマイルサポート株式会社	障がいサービス事業所
52	きらら美濃加茂	障がいサービス事業所
53	青空ファーム	障がいサービス事業所
54	NPO法人 岐阜県福祉事業支援友の会	障がいサービス事業所
55	NPO法人 希望舎（ぴーすまいる）	障がいサービス事業所
56	放課後等デイサービス 虹色キラリ	障がいサービス事業所
57	株式会社ミライエ（みらいへのいえ美濃加茂・美濃川合）	障がいサービス事業所
58	ワンハート えがお	障がいサービス事業所
59	地域生活支援センターひびき	障がい相談支援事業所
60	生活訓練施設 さくら	障がい相談支援事業所
61	ひまわりの丘地域生活支援センター	障がい相談支援事業所
62	美谷の里（関市）	障がい相談支援事業所
63	地域生活支援センターすいせい（郡上市）	障がい相談支援事業所
64	相談支援事業所かざぐるま（関市）	障がい相談支援事業所

3. 美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	職名等	機関名	備考
1	西部 達矢	相談支援専門員	ひまわりの丘地域生活支援センター	
2	臼井 潤一郎	管理者	地域生活支援センターひびき	副会長
3	鎧塚 勝徳	相談支援専門員	美谷の里	
4	浅野 雅彦	相談支援専門員	地域生活支援センターすいせい	
5	酒井 伴好	相談支援専門員	地域活動支援センターかざぐるま	
6	坂井 尚生	施設長	太陽の家	
7	石原 京子	相談支援 管理責任者	美濃加茂市児童発達支援センター カナリヤの家	
8	児玉 美智子	技術主査	岐阜県可茂保健所	
9	正村 隆之	上席職業指導官	美濃加茂公共職業安定所	
10	山口 三十代	会長	可茂地区手をつなぐ育成会	
11	高井 勇	支部長	岐阜県身体障害者福祉協会 美濃加茂支部	
12	大矢 正明	会長	美濃加茂腎友会	
13	高橋 邦彰	会長	美濃加茂市民生児童委員協議会	会長
14	中嶋 正典	常務理事	美濃加茂市社会福祉協議会	
15	石田 英高	弁護士	法テラス可児法律事務所	
16	酒向 信幸	文教民生常任 委員会委員長	美濃加茂市議会	
17	渡辺 由美子	課長	可茂県事務所福祉課	
18	西尾 誠	教諭	可茂特別支援学校	
19	林 みな子	係長	美濃加茂市教育委員会	

4. 美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成20年11月1日

訓令甲第62号

改正 平成25年4月1日訓令甲第33号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に基づき、相談支援事業の適切な運営、地域の障がい福祉に関する関係者による連携及び障がい児・者に対する支援について協議するため、美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい者計画等の進捗状況の評価及び見直し等に関すること。
- (6) その他、障がい児・者の自立に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。ただし、原則として報酬等は支給しない。

- (1) 法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 雇用関係者
- (5) 障がい者団体の代表者
- (6) 地域福祉関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 教育・行政機関関係者
- (9) 障がい者及びその家族
- (10) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会に代表者会議、定例会議及び個別支援会議を置く。

2 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会長は、第2条に定める所掌事務を遂行するため必要がある場合は、その都度委員を指名して専門部会を開くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員(前条第3項において、会議に出席を求められた委員以外の者を含む。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令甲第33号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

5. 美濃加茂市障がい者プラン策定に当たって

岐阜大学地域協学センター長・教授 益川 浩一
岐阜大学地域協学センター 准教授 大宮 康一

監修文書10ページ程度

6. 用語解説

この用語解説は、本プランに使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的に分かりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行
アクセシビリティ（P 66、67、93、97） さまざまな閲覧、利用環境へのアクセスのしやすさ、利用しやすさを表す言葉。「使いやすさ」を表すユーザビリティに近い概念で、高齢者や障がいのある人などハンディを持つ人に関して多く用いられる。
アセスメント（P 68） 対象を客観的に調査、評価すること。 介護や福祉では、利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかをケアマネジャー等が調査や評価する。
医療的ケア（P 28、106、112、116、119、120） 家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引など医療行為のこと。 医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯がある。厚生労働省と文部科学省は学校に看護師を配置し、看護師が常駐する特別支援学級では、教員がたんの吸引・経管栄養注入・導尿補助など医療的ケアが行えるようにするなど体制の整備を進めている。
胃ろう（P 116） 口から食べ物を食べられなくなった人に対し、なるべく体に負担をかけずに栄養を摂取することを目的とし、チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことを指す。
インクルーシブ教育（P 49、112、116） 人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。障がい者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。
フォーマル・インフォーマルな支援（P 60） フォーマルな支援とは、公的なものや制度に則って行われる支援のこと。 インフォーマルな支援とは、NPO法人、ボランティア、近所の人などが行う、公的な制度等を使わない支援のこと。

<p>か行</p>
<p>加配保育士（P 1 1 7）</p> <p>生まれつきの障がいなどで、他の児童と同じように保育園の生活を送ることが難しい子どもに、配慮を加え、生活を支える保育士。</p>
<p>カンファレンス（P 4 8）</p> <p>援助者が集まって行う会議や協議などのこと。障がい児者本人や家族が参加することもあります。</p>
<p>（第3期）岐阜県障がい者総合支援プラン（P 4、5 4）</p> <p>障害者基本法第 1 1 条第 2 項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、及び障害者総合支援法第 8 9 条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものであり、岐阜県の障がい者福祉施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策を包括的に記述するとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者福祉施策の総合的な推進を図ろうとする計画。計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間。</p>
<p>障害者優先調達推進法（P 2、4 7、1 2 8）</p> <p>正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。</p> <p>障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的な購入を推進することを定めた法律。平成 2 5 年 4 月施行。</p>
<p>グループホーム（P 2 2、2 4、2 9、3 0、3 6、3 8、4 2、4 3、7 8、7 9 他）</p> <p>認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては、平成 2 6 年 4 月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス※」がグループホームで提供されている。</p> <p>※入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助</p>
<p>ケアマネジメント（P 7 4、1 2 4）</p> <p>障がい者におけるケアマネジメントについては、「障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保険・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらに社会資源の改善や開発をも推進する援助方法」を指す。</p> <p>（厚生労働省「障害者ケアガイドライン」より）</p>
<p>ケーススタディ（P 1 1 3）</p> <p>ある具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則性などを究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。事例研究法ともいう。</p>
<p>言語聴覚士（P 4 8）</p> <p>言語や聴覚、音声、呼吸、認知、発達に関わる障がいなどによって、言葉によるコミュニケーションが困難となってしまった人や、摂食・嚥下に障がいのある人に対して、医師の指示に基づき、その状況を改善・軽減するためのリハビリなどを行う専門職。</p>

<p>か行（続き）</p>
<p>権利擁護（P34、39、40、45、68、75、86、138、141）</p> <p>自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。</p>
<p>高次脳機能障がい（P6）</p> <p>病気や事故などのさまざまな原因で、脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいが起こった状態。</p> <p>注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。</p>
<p>合理的配慮（P66、71、112、126）</p> <p>障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障がいのある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。</p>
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（P88）</p> <p>高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。平成18年12月施行。</p>

<p>さ行</p>
<p>持続可能な開発のための2030アジェンダ（P5）</p> <p>2000年の国連ミレニアム・サミット（英語版）で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）に代わり、2015年に国際連合で採択された、2030年までの15年間の新たな持続可能な開発の指針を示したもの。</p> <p>この中でSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が提唱されている。</p>
<p>市民後見人（P39、40、69）</p> <p>一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。自治体などが研修を行い養成する市民後見人をいう。</p>
<p>社会的障壁（P6、40、45、53、56、58、66）</p> <p>障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>

<p>さ行（続き）</p>
<p>障害者基本計画（P 1、2、3、34、54）</p> <p>障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる。現在の障害者基本計画（第4次）は、平成30年から令和4年までの5年間を対象とする。</p>
<p>障害者基本法（P 1、2、3、6、40）</p> <p>障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。</p> <p>法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療養、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分他の活動への参加促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。</p>
<p>障害者雇用納付金制度（P 126）</p> <p>障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げることを目的に、法定雇用率未達成企業（常用労働者100人超）から納付金を徴収し、法定雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障がい者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給する仕組み。</p>
<p>障害者差別解消法（P 1、2、40、45、53、56、66、71）</p> <p>正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。平成25年6月公布。平成28年4月施行。</p>
<p>障害者就業・生活支援センター（P 126）</p> <p>障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。</p>
<p>障害者自立支援法（P 1、2、123）</p> <p>障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行ったもの。平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正された。</p>

<p>さ行（続き）</p>
<p>障害者の権利に関する条約（P 1、2）</p> <p>障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。平成18年12月に国連総会で条約が採択され、我が国は平成19年9月に署名、平成26年1月に批准。</p>
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（P 2、21）</p> <p>障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。</p>
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（P 2、127）</p> <p>雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。</p> <p>平成25年6月公布。平成28年4月施行。（一部平成30年4月施行）。</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（P 1、2、3、22 他）</p> <p>障害者自立支援法に代わって、平成24年6月に公布、平成25年4月から新たに施行された法律。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。</p>
<p>情報保障（P 37、67）</p> <p>身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない者に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。</p>
<p>褥瘡（P 104）</p> <p>じょくそう。</p> <p>寝たきりなどによって、体重で圧迫されている場所の血流が悪くなったり滞ることで、皮膚の一部が赤い色味をおびたり、ただれたり、傷ができてしまうこと。</p> <p>一般的には「床ずれ」とも言われる。</p>
<p>ジョブコーチ（P 128）</p> <p>障がい者が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいう。</p>
<p>自立支援協議会（P 7、32、70、75、78、138、139、140、143 他）</p> <p>関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関。地方公共団体が単独又は共同して設置する。</p>

<p>さ行（続き）</p>
<p>人工呼吸器（P100、116）</p> <p>人工呼吸を自動的に行うための医療機器。自分の力での呼吸が困難な人の代わりに呼吸を補助する。</p>
<p>人工透析（P100）</p> <p>人工的に血液中の余分な水分や老廃物を取り除き、血液をきれいにする働きを腎臓に代わって行う治療法。</p> <p>透析療法には、機械に血液を通してきれいにする「血液透析」と、患者自身のお腹の膜（腹膜）を利用して血液をきれいにする「腹膜透析」の2つに大きく分けられる。</p>
<p>身体障害者手帳（P10、11、12、13、41、44、67）</p> <p>身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。都道府県知事、指定都市市長、中核市市長から交付される。障がいの種類は、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能の障がい、ぼうこう又は直腸の機能の障がい、小腸の機能の障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓の機能の障がい、いずれも、一定以上で永続することが要件とされている。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。</p>
<p>すぐメールみのかも（P98）</p> <p>市で行っている、市民の皆様が安全で安心な生活を過ごすことができるように、緊急災害情報、防犯・防災情報、子育て情報、健康情報など、暮らしに直接結びつく情報をお手持ちの携帯電話にメールで配信するサービス。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳（P10、16、17、41、44）</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認定された人に都道府県知事から交付される手帳。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。なんらかの精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象とする。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（P2）</p> <p>平成26年4月から、保護者制度が廃止されており、医療保護入院の要件を精神保健指定医1名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更し、また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課されている。</p>
<p>成年後見制度（P32、39、40、45、68、69）</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。</p>
<p>成年被後見人（P2、67）</p> <p>知的障がいや精神上の障がいにより判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人。本人の代理として成年後見人が財産管理などを行う。</p>

さ行（続き）
<p>ソーシャルワーカー（P 1 1 0）</p> <p>病気や障がい、老化による機能低下などによって生活に問題を抱える人やその家族に対して、適切な助言・支援を行う人のこと。</p> <p>国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士を指す場合が多いですが、必ずしも資格が必要ではない。</p>

た行
<p>第三者後見人（P 4 0）</p> <p>本人の親族以外の、法律・福祉の専門家等の第三者が選任された成年後見人。</p>
<p>地域生活支援拠点等（P 2 6、9 1）</p> <p>障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。</p>
<p>地域療育システム支援事業（P 1 1 7）</p> <p>障がいのある児童が住み慣れた地域で必要な療育を受けられるよう、岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの医療、福祉のスタッフが、地域の支援機関職員の支援技術向上を図るとともに、市町村や療育機関等に対する助言・指導を行うことなどにより、「地域療育システム」の構築のための取り組みを支援する、岐阜県の事業。</p>
<p>特定疾患医療受給者証（P 1 8）</p> <p>国が指定する難病に罹患した対象者が、住所地を管轄する保健所などへ申請し、認定を受けることで発行され、医療費の助成を受けられるもの。平成27年1月から医療費助成の対象となる指定難病は拡大され、制度も一部変更となった。</p>
<p>特別支援教育（P 1 9、4 8、4 9、5 9、1 1 3、1 1 4、1 1 5、1 4 2）</p> <p>障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p>

な行
<p>難病（P 2、6、2 2、4 5、1 1 0）</p> <p>原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっている。令和元年7月1日現在、指定難病は333疾病となっている。</p>

な行（続き）
<p>ノーマライゼーション（P 1、40、52、56、59）</p> <p>障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるとの考え方。1950年代、デンマークのバンク・ミケルセンらが関わっていた、知的障がい者の家族会の施設改善運動から生まれた理念。障がいを持っていても地域社会で普通の暮らしを実現する脱施設化など、社会環境の変革に寄与した。国連の国際障害者年（1981年）を契機に認知度を高め、現代の社会福祉の基本理念となった。</p>

は行
<p>発達障がい（P 6、48、76、103、112、116、120）</p> <p>発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされている。具体的には、①自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）②学習障がい（限局性学習障がい）③注意欠陥多動性障がい（注意欠如、多動性障がい）その他にも有りますが、異常がな主なものです。</p>
<p>発達特性（P 48）</p> <p>発達障がいごとに、その障がいだけが持つ性質。特有の優れた性質のこと。</p>
<p>パブリックコメント（P 7、140）</p> <p>行政が法令や政策を決めていく過程で民意を反映させる仕組み。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファクス、メールで意見を募る。1999年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。</p>
<p>バリアフリー（P 36、37、50、56、59、61、67、88、93、115 他）</p> <p>障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。心身の障がいなどでハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的（建物構造・交通機関など）、制度的（障がいを欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識（偏見や先入観）が取り除かれた状態。その取り組みがバリアフリー化。</p>
<p>ピアサポート（P 76、P 120、121）</p> <p>同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer：ピア」）が、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合い、回復を目指す取り組み。</p>
<p>避難行動要支援者（P 38、99）</p> <p>美濃加茂市避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱によって定められている、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、身体障害者手帳1級又は2級に該当するものなど、特に支援を要するもの（社会福祉施設等に入所している者を除く。）をいう。</p>

は行（続き）
<p>福祉避難所（P99、100、101）</p> <p>災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。</p>
<p>ペアレントトレーニング（P120、121）</p> <p>保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。</p>
<p>ペアレントプログラム（P120、121）</p> <p>育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。</p>
<p>ペアレントメンター（P120、121）</p> <p>自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されている。</p>

ま行
<p>メタボリックシンドローム（P104）</p> <p>内臓脂肪型肥満の人が、高血圧、高血糖、高脂質のうちいずれか2つ以上を併せもった状態。糖尿病などの生活習慣病にかかりやすくなる。</p>

や行
<p>ユニバーサルデザイン（P36、53、72、88）</p> <p>バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。</p>
<p>要約筆記（P32、37、41、50、67、95、96、142）</p> <p>聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。</p>

ら行
<p>ライフステージ（P49、53、103、136）</p> <p>人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。</p>
<p>療育（P10、14、15、41、44、48、53、103、104、112 他）</p> <p>障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。</p>
<p>療育手帳（P10、14、15、41、44）</p> <p>知的障がい児および知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳。児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。</p>
<p>臨床心理士（P48）</p> <p>「こころの問題」が原因で、身体の異常や生活上の問題などを引き起こした人たちを、精神科のように投薬を行わず、心理学的な方法を用いてサポートする専門職。</p> <p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格、およびその有資格者のことを指す。</p>

アルファベット等
<p>N I C U（P116）</p> <p>「Neonatal Intensive Care Unit：新生児集中治療室」のこと。</p> <p>出生時の適応障がいから呼吸循環不全に陥った新生児、切迫早産や早期破水などにより予定日より早く生まれることを余儀なくされた新生児や先天的な異常を持って生まれた新生児を収容し、24時間体制で医師、看護スタッフが新生児の治療・看護を行う。</p>
<p>W I S C検査（P48）</p> <p>「言語理解」「知覚推理」「処理速度」「ワーキングメモリー」の4つの指標とIQ（知能指数）を数値化する検査で、そこから分析される子どもの「得意な部分と苦手な部分」から「その子どもにとってより良い支援の手がかりを得る」ことを目的として行う検査のこと。</p>

美濃加茂市障がい者プラン

発行年月 令和3年3月

監 修 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学 地域協学センター

〒501-1193
岐阜県岐阜市柳戸1番地1

編集・発行 美濃加茂市

〒505-8606
岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
電話 0574-25-2111（代表）